

## 銚子市地域おこし協力隊（地域資源活用）募集要項

銚子市の様々な地域資源を活用し、地域資源の魅力向上と情報発信に取り組む地域おこし協力隊を募集します。

本募集要項のほか、隊員の要件などの詳細は、「銚子市地域おこし協力隊設置要綱」、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）をご参照ください。

なお、「地域おこし協力隊」の制度の概要や他の自治体における活動状況などは、総務省のホームページなどをご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/e-gyousei/02gyosei08\\_03000066.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/e-gyousei/02gyosei08_03000066.html)

### 1 募集人員

地域おこし協力隊（地域資源活用） 2名

### 2 応募条件

次の全ての条件を満たせる方

- (1) 現在、3大都市圏等に在住し、隊員として委嘱された場合、銚子市内に住民票を異動できる方
- (2) 地域おこし活動に意欲と責任を持ち、任期を全うする決意のある方
- (3) コミュニケーション能力に優れ、積極性を有し、地域・行政・市内の団体・事業者等との強固な信頼関係を基礎に、協力して本市の地域活性化に取り組める方
- (4) 普通自動車免許証を取得している方（採用の日までに取得見込みを含む）
- (5) 基本的なパソコン操作（Word、Excel、PowerPointなど）及びホームページ、SNSやweb媒体を活用した情報発信ができる方
- (6) 次のいずれにも該当しない方
  - ア 令和5年12月17日以降に銚子市内に住民登録があると認められる者
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
  - ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者

### 3 任期

初年度は委嘱日（令和6年6月1日以降）から令和7年3月31日まで。次年度からは年度毎に委嘱し、最長で3年間となります。

ただし、地域おこし協力隊としてふさわしくないと市が判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことがあります。

任期は3年間ですが、任期終了後も引き続き銚子市内に定住し、地域の活性化のためにご活躍いただけることを期待します。

### 4 業務内容

(1) 地域おこし協力隊の活動を通じて、銚子市の様々な地域資源を活用し、地域資源の魅力向上と情報発信に取り組んでいただきます。

<活動の例>

- ・観光施設や景勝地、地場産品等の地域資源の魅力向上のための企画・提案  
（例：新たな地域資源の掘り起こし、まちあるきイベントの企画・運営 等）
- ・銚子市への継続的な来訪に繋げるため、受け入れる側のおもてなし力向上のためのサポート

（例：市内事業者と連携した研修会の実施、展示物のリニューアル支援 等）

- ・デジタルマーケティングによる潜在顧客・見込顧客へのアプローチ  
（例：SNS等を活用したプロモーション活動、イベントの企画・提案 等）
- ・市内事業者の情報発信への支援  
（例：SNS等活用支援、既存コンテンツのリニューアル支援 等）

(2) その他、隊員として必要な下記の業務に従事していただきます。

- ・各種書類の作成（活動計画書、活動報告書、活動日誌 等）
- ・地域おこし協力隊を対象とした研修会、意見交換会等への参加
- ・市民に対する地域おこし協力隊活動報告会への参加
- ・その他、地域おこし協力隊として必要であると認められる業務

### 5 業務形態、契約期間

(1) 個人への業務委託です。市との雇用契約はありません。

(2) 契約期間は委嘱期間と同じです。

## 6 活動時間、活動日数等

業務委託契約のため、具体的な勤務場所、日数及び時間は定めませんが、十分な活動成果が得られる程度の日数、時間で活動していただきます。具体的な数値目標（短期、中長期）を設定した活動計画を作成し、これに基づいて必要な活動内容や日数、時間を市と調整した上で活動に着手していただくこととします。

なお、市と協議し活動に差し支えない範囲での兼業も可能とします。

## 7 委託料等

- (1) 業務委託料（固定費） 月額 266,000 円（予定）
- (2) 業務委託料（活動費） 160,000 円×活動月数を上限とする額（市に提出いただく活動計画書及び活動報告書に基づき予算の範囲内で支払います。）  
対象経費は別紙「対象経費一覧」のとおりです。

## 8 福利厚生等

- (1) 隊員と市の関係は、業務委託契約のため、健康保険、年金等の社会保険は各自で加入してください。
- (2) 住居は各自で確保してください。なお、住居借上費用は活動費に含みますが、光熱水費や共益費については活動費の対象外とします。
- (3) 安全に活動していただくため、活動時の損害保険への加入をお願いしています。

## 9 応募手続

### (1) 応募受付期間

令和6年3月18日（月）から4月7日（日）まで。

郵送又は電子メールで応募してください（令和6年4月7日（日）必着）。

（応募先）

〒288-8601

千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市秘書広報課公民連携事業室 宛

E-mail koumin@city.choshi.lg.jp

### (2) 提出書類

ア 銚子市地域おこし協力隊（地域資源活用）応募用紙

イ 質問票（地域資源活用）

ウ 自己PR資料（様式自由。A4サイズ、最大4ページまで。）

エ 住民票（写し可。3か月以内に取得したもの。）

(3) 選考方法

ア 第1次選考 書類選考

書類選考の結果は、応募者全員に通知予定です。

イ 第2次選考 対面による面接

書類選考の通過者に対し、面接日時をご案内します。面接は令和6年4月30日(火)、5月1日(水)、5月2日(木)のいずれかで実施予定です。

最終結果は、面接受験者全員に通知します。

なお、応募に係る経費は全て応募者の負担となります。

対象経費一覧

費用区分	対象経費	対象外経費
住 宅 費	家賃等（月額上限 <u>50,000 円</u> ）	光熱水費、共益費、敷金礼金
報 償 費	司会、講師、協力者等に対する謝礼	記念品代
旅 費	講師等の交通費	隊員の日常的交通費
消 耗 品 費	消耗品、消耗機材、書籍、材料等の購入費	個人に帰属する物品の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、報告書、資料等の印刷、コピー代	
通 信 運 搬 費	インターネット利用料、携帯電話使用料など（月額上限 <u>5,000 円</u> ）	隊員の日常的通信運搬費
手 数 料	各種申請手数料、銀行振込手数料	
保 険 料	申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料	
委 託 料	業務委託料及び設計等委託料	契約書のない委託料
自動車借上料	<p>【自家用車の借上】「銚子市職員の自家用自動車の公務使用に関する要綱」に準じて支給（燃料費込みで走行距離 1km につき 30 円）</p> <p>【自動車リース】車両は月額 40,000 円を上限とする。燃料費は、10km/ℓとし、市の単価契約に準じて支給</p>	<p>自動車の走行経路・距離を記録※していない場合</p> <p>※任意様式で可</p>
使用料・賃借料	会場や会議室、機器等の使用料又は賃借料	
原 材 料 費	建物等の建築又は事業に必要な資材等の購入費	
備 品 購 入 費	備品の購入費	個人に帰属する備品の購入費
そ の 他	市との事前協議により、事業実施に必要不可欠と認められた経費	

（注）上記の経費（住宅費を除く。）はいずれも、直接、地域おこし協力隊活動の用に供されるものでなければ対象経費としない。

なお、必要経費については事前に協議のうえ、市が認める範囲の額に限るものとする。